

1. 4月から健保の「被扶養者」になれる人の条件に、「国内に居住していること」が追加！

健保の被扶養者になるには、「主として被保険者の収入で生活していること」などの条件があります。このたび健康保険法が改正され、被扶養者の条件に(4/1～)新たに「国内に居住していること」が追加されました。

但し、以下の場合は、日本に生活の基礎があるとし例外認定の対象となります。

＜日本国内に住民票がないが、以下の①～⑤のいずれかに該当＞

- ①外国に留学する学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する家族
- ③観光やボランティアなど、就労以外の目的で一時的に海外に行く人
- ④被保険者が外国に赴任している間に結婚や出産などで身分関係が生じ、
②と同等と認められる人
- ⑤その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人
(例)外国に留学中の被扶養者に生まれた子など

就労目的で外国に渡航されている方や、外国に暮らす親・兄弟などは認定されなくなります。

2. (4/1現在)キッコーマン健保加入のご家族が海外に住んでいる方へ

(1)被扶養者に該当しなくなった場合

(日本国内の住民票がなく、例外認定の対象にも該当しないケース)
事業所担当者を経由し、添付の「被扶養者変更届(削除申請)」に
保険証を添えて提出してください。(事業所担当者着3月末まで)
国民年金第3号加入の方は非該当届も併せて提出してください。

4/1に資格喪失となります。届出は3月中に出していただいても構いません。届が遅れ
喪失後に保険給付を受給された場合は返還頂くこととなりますのでご注意ください。

(4/1入院中の場合は経過措置がありますのでご連絡ください)

(2)日本国内に住民票がないが、例外認定の対象に該当する方について
健保組合で資格確認を致します。3月中に
添付の「被扶養者変更届(認定申請)」に例外認定事由を明記の上、
所定の添付書類を添えて提出ください。(事業所担当者)

ただし、例外認定要件②「外国に赴任する被保険者に同行する家族」に該当する方については
会社より提出予定の帯同家族リストにて確認します。

＜届出に添付いただく書類＞外国語記載の場合は翻訳文(翻訳者の署名入り)必要

- ①外国に留学する学生⇒査証、学生証、在学証明書のいずれか(写し)
- ③就労以外の目的で一時的に海外に行く人⇒査証、ボランティア派遣機関の証明のいずれか(写し)
- ⑤その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人⇒個別対応

お問合せは、キッコーマン健保(担当 牧 04-7123-5035)まで



なお、従来の「被扶養者変更届」および必要添付書類は変更になります

以上